

大地の声

2024 September

9

JA CHIBATOUKATSU



今年もお米の季節がやってきました

黄金色に染まった(有)沼南ファーム(柏市)さんのほ場でも8月中旬から収穫が始まりました

JAちば東葛 Q&A

6月の総代会実施にあたり

組合員の皆さまを対象にアンケートを実施いたしました。

(実施期間 6月15日～6月20日)

今回、お寄せいただきましたご質問・ご要望をもとに
Q&A方式でお答えいたします。

A. 当組合で所有しているマイクロバスにつきましては、総代会資料に記載してある組合員組織で使用する場合であればご利用目的、利用時期、利用者数などの利用に係る情報を最寄りの支店へお伝えいただければご利用いただけます。ただし、個人的な用途での貸出はしておりませんのでご了承ください。

Q. 総代会において委任状による出席が過半数を占める状態が何年も続いている。異常と言えるのでは？出席率を上げる努力を。

A. 広報誌「大地の声」に総代会開催日を掲載し、総代の皆さまへ情報が届くよう工夫するとともに、総代会の開催案内文書を職員がお届けする際に実出席の依頼をさせていただきます。

Q. 現在進行中の各店舗再編完了後について。閉鎖店舗においてATMの稼働を継続するという判断を知り少々安堵しましたが、将来的に固定資産の整理について問題を残した形になったと考えます。高田・土・東部支店このエリアにおいて土支店の存在意義、重要性を感じます。将来の合併を視野に入れたとき、土支店の立ち位置がどうなるのか不安です。施設の建て替えまたは移転は難しいと思いますが、期待しております。

A. ATMにつきましては、各支店での説明会において組合員の皆さまから存続のご要望が多く、理事会において再度協議を行い、営業を継続することとしました。

Q. 店舗再編について。組合員への周知・情報提供が無かった。出資者である組合員への軽視・無視に他ならない。執行部の重大なコンプライアンス違反になるのでは？

A. 説明会が遅くなってしまう事、周知が十分になされていなかった事につきましては、大変申し訳ございませんでした。店舗再編に限らず、座談会等組合員の皆さまとの対話の機会を増やすとともに、細やかな情報提供に努めてまいります。

Q. 物価の上昇により食品や電気代などが値上がりし、生活するだけで大変です。農業を続けにくいうえで、燃料や農業資材、農薬・肥料と影響があり、とても大変です。これからも農業協同組合として取り組んでいってください。

A. 農業・JAをめぐる情勢は、不安定な世界情勢や円安などによる物価上昇に影響を与え、燃料・肥料・飼料・生産資材の高騰などにより生産コストが増加の一方、農畜産物販売価格にコスト高が反映されない状況が続いております。「農業者の所得増大」「地域の活性化」を基本目標に掲げ、組合員特別価格(肥料・農薬等)の実施や段ボールの規格統一による生産コストの低減、また水稻肥料のPB商品(プライベートブランド)商品作成に着手し、持続可能な農業の確立・強化に取り組んでおります。今後も地域になくはならないJAであり続けるため、組合員の皆さまとの対話を通じて、総合事業を基本とした自己改革の実践に全力で取り組んでまいります。

Q. 総代会の日程は早めに知らせてほしい。当月に入ってからでは遅すぎる(5月初旬がいい)

A. 周知が行き届かない状況となっております、申し訳ございません。当組合として、正組合員の方へ配布している広報誌「大地の声」に総代会開催の前月から行事予定に日程を掲載させていただいております。今後は総代会の日程について情報が届くよう掲載方法を工夫してまいります。

Q. JAで持っているマイクロバスをもっと活用させてほしい。全く利用できないのはおかしい。

新米の季節到来！ 令和6年産米の検査が始まりました！

各地で続々と収穫の時期を迎え、当JAでも8月下旬から令和6年産米の検査が始まりました。生産者立ち合いのもと、JAの農産物検査員の資格を有する検査員が今年度の作柄などを確認しながら、抽出したサンプルの色や水分量を調べ、適正な等級分けを行っています。

猛暑日に迫る日が続き、さらに台風の発生など異常気象の影響は例外なく稲作にも及ぶ中、生産者それぞれの管理により今年も出荷に向けた準備が進んでいます。



9月米検査日程（一斉訪問日（9月14日）以降）

福田支店	18日（水）、25日（水）
旧旭支店	20日（金）、27日（金）
二川支店	26日（木）
関宿支店	20日（金）、25日（水）
野田地区経済センター	20日（金）、26日（木）
柏支店	26日（木）
富勢支店	17日（火）、20日（金）、24日（火）、27日（金）
東部地区経済センター	27日（金）まで（月・土日祝日を除く毎日）

今後の交渉に向けて—三線々下対策連絡協議会



7月18日、東京電力ホールディングス(株)管理下の3つの送電（東京北線・水海道線・鬼怒川線）の線下対策協議会からなる三線々下対策連絡協議会の第13回総会が野田市内で行われました。

総会では寺田憲生会長の挨拶のあと、同協議会の役員構成の任期確認や東京電力ホールディングス(株)の現状、地価等の推移や各線の交渉経過が報告されました。

今次の更改交渉を終えた東京北線・水海道線の結果を踏まえ、鬼怒川線が来年4月に迎える第17次交渉に向け、前向きな回答が得られるよう協議を重ねていくことを意思決意しました。



挨拶をする寺田会長

確固たる意志をもって—鬼怒川線々下対策協議会



要望書を提出する嶋川会長

鬼怒川線々下対策協議会は7月24日、関宿支店で第17次鬼怒川線々下対策協議会の役員会・第1回更改交渉を行いました。

役員会では要求書の検討、協議会の交渉体制を確認したのち、東電用地(株)との交渉に臨みました。

前回第16次の交渉結果を踏まえ、来次17次に対するよりよい更改に向けて早期の交渉をし、確実な単価値上を目標に、強固な姿勢での交渉が始まりました。

若手の力で底上げ—JA ちば東葛青壮年部協議会



親睦を深めました

JA ちば東葛青壮年部協議会は7月23日、柏市内で第10回総会を行い協議会役員・JA 役職員26名が出席しました。

総会に先立ち鈴木等会長が挨拶をしたのち、役員改選を含む3つの議案が提案・可決されました。

これからの地域農業を盛り上げるため、引き続き若手生産者同士手を取り、活発な意見交換と交流を続けてまいります。

なお、第3号議案の令和6年度役員改選により、以下の方が選任されました。

新役員(敬称略)

- 会長 鈴木 等(野田地区) ●副会長 仲田圭成(柏地区)
- 監事 恩田征典(東部地区) ●会 計 石井俊介(西船地区)

活気ある女性部活動に向けて—JA ちば東葛女性部協議会



JA ちば東葛女性部協議会は7月31日、柏支店で第15回総会を行い7名が出席しました。

石山美代子会長の挨拶に続き、湯原靖雄組合長らJA 職員の紹介のあと、今年度の活動計画を含む3つの議案が提出・可決されました。

協議会を通し女性部間の交流と連携により、引き続き活気ある各地区女性部活動を目指します。

なお、第3号議案役員改選により以下の方が選任されました。



交流と連携を密に

新役員(敬称略)

- 会長 石山美代子(野田地区) ●副会長 金子しのぶ(西船地区) 染谷里子(柏地区)
- 会計 五百川和家恵(野田地区) 田中亜紀子(西船地区)
- 監事 鵜澤高子(柏地区) 三須美千代(西船地区)

いつかに備えて—JA ちば東葛柏地区青色申告部会



分かりやすく説明する釧先生

JA ちば東葛柏地区青色申告部会は7月26日、柏支店会議室で講演会を行い22名が参加しました。

当JAの顧問弁護士でもある釧宮子先生(柏の葉法律事務所)を講師に迎え、「いまから備える相続～いざという時のために、知っておきたいこと～」と題し、相続のイロハから制度について、遺言書の作成やメリットデメリットなどを教えていただきました。

参加者は自分事として考えながら、いつか来るその時に備えて真剣に説明を聞いていました。

他産地に学ぶ—JA ちば東葛西船橋枝豆研究会



JA ちば東葛西船橋枝豆研究会は7月30日、視察研修を行い12名が参加しました。

この日は群馬県沼田市のJA 利根沼田枝豆部会を訪ね、生産者のほ場や作業場、JAの集荷場などを見学しました。同JAは群馬県の北部に位置し、準高冷地帯の気候を生かした青果物栽培が盛んな地域です。枝豆も主力の一つで、同部会では食味の良い枝豆作りに注力し、土作りに重点を置いた栽培方法に取り組んでいます。

産地ごとに条件が異なる中で特徴や工夫などの説明を聞きながら、今後の栽培に生かすヒントがないか参加者それぞれが考えるきっかけの視察となりました。



ほ場を見学する会員

地域の安全を守るために—JA、JAいちかわ、船橋市



このたび、当JAとJAいちかわ、船橋市役所は相互連携の強化に向け「災害時における支援に関する協定」を結びました。

8月5日、船橋市役所でこの協定に関する締結式が行われ、当JA 湯原靖雄組合長、JAいちかわ今野博之組合長ら両JAの関係者が出席しました。この締結にあたり、湯原組合長は「地域の安全・安心を守るための一助になれば嬉しい」と挨拶しました。

この協定は、災害時において食料や生活用品等の物資の提供、人的協力、活動拠点としての施設提供等が盛り込まれており、早期支援に向けた協力体制を構築しました。



協定書を取り交わした
JAいちかわ今野組合長、松戸徹船橋市長、
当JA湯原組合長

玄米黒酢の散布に参加—JA



協力して黒酢を
移し替える職員

当JAは8月8日、野田市内で行われた玄米黒酢の空中散布(有人ヘリ)に併せ、令和6年度入組の職員を対象とした研修を行いました。

職員は小山地区と木野崎地区の2手に分かれたあと、先輩職員に手順を教てもらいながら玄米黒酢の補充作業に従事。暗いうちからの作業ではありましたが、お互いに声を掛け合って協力をしながら、無事に約4時間の作業を終えました。

この日は生憎の曇り空でしたが、ほぼ定刻通りにそれぞれのヘリポートからヘリコプターが出発。職員らは間近で見るヘリコプターの迫力に圧倒されながらも、貴重な経験となりました。

農業機械の製造過程を見学—JA ちば東葛柏こかぶ研究会



JA ちば東葛柏こかぶ研究会は8月6日、視察研修で千葉県東金市を訪れました。

この日は11名の会員が参加して、防除機で有名な株式会社丸山製作所の千葉工場へ。大型噴霧器から家庭用の園芸機器まで幅広い製品を作るこの工場で見学するほか、液体散布用マルチローターの歴史を学び、日々進化する農業機械とその性能について深く知ることが出来ました。

その後は道の駅「みのりの郷」東金で地元の新鮮野菜が並ぶ「東金マルシェ」店内を見学したあと、旬の素材を味わい帰路につきました。



熱心に説明を聞く参加者



賑わう販売会

お土産にどうぞ—農産物直売所「ふなっこ畑」



農産物直売所「ふなっこ畑」は8月14日、JR西船橋駅協力のもと同駅コンコースで販売会を行いました。

お盆の帰省や買い物の利用客が往来する中、今回はお土産で持ち帰り出来るJAオリジナルのゼラートセットや小松菜米麺などの加工品と、三須一生さんが栽培するメロン「アールスヴェルダ」「プリモレッド」の販売を行いました。

市外からの方も多く、西船地区の農産物以外にも「ふなっこ畑」を知ってもらう良い機会となりました。

「食料・農業・農村基本法」

改正の
ポイント

“農政の憲法” とされる「食料・農業・農村基本法」の改正法が 2024年5月29日の参議院本会議で可決・成立され、6月5日に公布・施行されました。

記事編集：JA千葉中央会

「食料・農業・農村基本法」は、どんな法律か

“農政の憲法” と呼ばれることもあり、農政の基本理念と施策の方向性を示した法律です。

▶ 「食料・農業・農村基本法」改正のポイント ～なぜ改正が必要だった？～

基本法が制定されたのは、今から25年前の平成11(1999)年です。食料供給や農業を取り巻く国内外の状況が大きく変化し、世界的な人口増や気候変動、ロシアによるウクライナ侵攻などを背景に、食料を国民に安定供給するための環境が厳しい状況にあり、内容を見直す必要が出てきました。

現行法（基本理念）	改正案
<ul style="list-style-type: none">● 食料の安定供給の確保● 農業の多面的機能の発揮● 農業の持続的な発展● 農村の振興	<ul style="list-style-type: none">● 食料安全保障の確保 (輸出や費用考慮も規定)● 環境との調和● 多面的機能の発揮● 農業の持続的な発展● 農村の振興

① 食料・農業・農村基本法制定当時と現在の農業構造

- ・ 個人経営の経営体・基幹的農業従事者は大きく減少。基幹的農業従事者 2000年は240万人→2022年は123万人
- ・ 農地面積は約10%減少。2000年は483万ha→2022年は432万ha

※農林水産省「農林業センサス」より数値は抜粋

② 日本の経済力や購買力が低下。急成長を遂げる新興国に買い負ける事態も発生

- ・ 各国の食品輸出制限・供給網の断絶やロシアのウクライナへの侵略による物価高騰。
- ・ 食料を生産するための肥料や家畜の餌など高騰により、食料生産国は自国への囲い込みを実施。

▶ 基本理念に「食料安全保障の確保」が新たに加えられた

改正法には、食料安全保障の確保（改正前：食料の安定供給の確保）が新たに加えられ、農産物・農業資材の安定的な輸入や適正な価格形成、スマート技術を活用した生産性向上、環境負荷低減、鳥獣害対策、行政と団体の連携強化などに取り組むことが盛り込まれました。

約2年半に渡って要請を続けた

▶ 基本法見直しに関するJAグループの要請内容（※一部を紹介）

食料安全保障の強化	<ul style="list-style-type: none">①基本法の目的に平時の食料安全保障の強化を明確に位置付けること②食料安全保障の状況を適切かつ定期的に評価する仕組みを具体化すること③不測時の食料安全保障法案（新法）を整備すること④国内生産の増大を中心に取り組むことを基本法において強調すること
適正な価格形成	<ul style="list-style-type: none">①「農業の再生産に配慮した適正な価格」とすること②適正な価格形成の仕組みについて、早急に具体化をはかること③「食料自給率の向上」に向けた消費者の努力を基本法に明記すること
多様な経営体の位置づけ	<ul style="list-style-type: none">①「中小・家族経営」などの多様な経営体を基本法に位置付けること、農業サービス事業者の育成・促進を図ること②国が責任をもって優良農地を確保・活用する旨を基本法に明記し、農地の適正利用を強化すること

JAグループのこれまでの要請内容が、概ね反映されたと受け止めています。今後、新たな食料・農業・農村基本計画の策定などを通じ、施策の具体化と中長期にわたる万全な予算確保がはかれるよう、必要な対応をすすめてまいります。

JAグループ千葉

宮農情報

【農業用ハウスの台風対策について】

柏地区経済センター



滝沢 魁里



9月は台風などの自然災害が非常に多い時期です。
今回は農業用ハウスの台風対策についてご紹介します。事前に対策、また準備をして、被害を最小限に抑えましょう。

1. メンテナンス

- ▶ 日常的に点検をする
- ハウスの基礎や鉄骨部分を確認
主にハウスの脚部・棟部分・アーチ上面などはサビに注意
- サビを見つけた際には
交換・削り取り・転換剤を塗り塗装するなどの対策が必要



2. 台風接近までの事前対策



- ハウス周辺の整理(風に飛ばされやすい物の片付け等)
- ハウスバンドの設置(本数を増やし、締めなおして補強)
- 天窓、側窓が開かないようにハウスを締め切る
(出入り口の施錠またはロープ掛け等)
- 自動換気を行うハウスは、締め切った後の温度上昇で稼働しないようにする
- 暖房機は、電源を切って燃料タンクのコックは閉める
(タンク固定ボルトが緩んでないことを確認し、配管周辺も整理)

3. 台風通過後の処置

- 台風通過後は、安全を確認してから施設を点検し破損箇所を補修する
- 機器類を稼働させ、断線していないか確認
(停電していない場合)
- ハウス内や周りに水が溜まっている場合は、排水する

